

児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第42号

児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「並びに第31条第 4 項」を「、第31条第 4 項並びに第31条の 2」に改める。

本則第 3 号中「及び第 5 項」を「、第 6 項及び第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。